

旧軍の人事評価制度 —勲章と武功認定—

山 村 健

1 勲章制度の創設とその変質

(1) 勲章制度のはじまり

1875（明治8）年4月10日、明治天皇は次の詔書を下した¹。

朕惟フニ凡ソ国家ニ功ヲ立テ績ヲ顕ス者宜ク之ヲ褒賞シ以テ之ニ酬ユヘシ仍テ勲等賞牌ノ典ヲ定メ人々ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知ラシメントス汝有司其斯旨ヲ体セヨ

同年の太政官布告第54号は上記詔書を奉勅し、勲等賞牌の制を定めた。それは顕彰すべき国家に対する個人の功績を8段階に階級化し、夫々賞牌を与えるものであった。

また同布告は従軍牌の規定を設け、「将卒ノ別ナク軍功ノ有無ヲ論セス凱旋ノ後従軍セシ徴ニ」出征者はそれを頂戴することとなった。

1876（明治9）年2月22日、陸軍中将西郷従道は、明治7年の台湾出兵の功績に対して叙勲を受けた。勅語は次のとおりであり、明治の天皇制国家における叙勲のはじまりを告げた²。

汝曩ニ台湾番地事務都督トシテ彼地へ出張鞠躬尽力画策其宜ヲ得速ニ成功ヲ奏ス朕深ク之ヲ嘉ミス依テ勲一等ニ叙シ賞牌ヲ賜与ス

この年の11月、太政官布告（第141号）により賞牌は勲章に、従軍牌は従軍記章に改称された。

1877（明治10）年7月には勲等年金令が定められた。そこでは「勲一等に附するに八百四十円を以てし、以下逡減して勲八等に三十六円を附することとす、尋いで各等を上額・

¹ 宮内庁『明治天皇紀 第三』（1969年、吉川弘文館）423頁。

² 同前、567頁。

下額の二級に分つ」³とされ、勲功には所定の金銭的褒賞が随伴することとなった。

(2) 陸軍における顕彰の制度化

賞牌が勲章に名称変更された直後の1876（明治9）年12月、陸軍武官勲章従軍記章条例（陸達第206号）が制定された。条例第1条は「此編ハ陸軍軍人軍属ノ勲功ヲ表章シ並ニ外国征戦ヲ記念セシムル為ニ下賜スヘキ章飾ノ条例等ヲ掲クル者ナリ」と、総則を規定した。

第2条では勲功を評価する勲功調査委員制度を規定し、第3条から第7条までは勲功調査の事務手続、調査委員の選定手続等を定めた。

第7条は軍隊の階級と勲功の原則的關係を規定し、将官の勲功は1～2等を、佐尉官のそれは3～5等を、准士官下士兵卒にあつては6～8等をあてることとした。

続く第8条は、特別の勲功があつて前条の例外を適用された場合、すなわち目覚しい活躍により階級と軍功の原則的關係を上回る勲功を認められたときには、「此上級相当ノ勲章ヲ佩ル者ハ番兵其他ノ敬礼ヲ受クルコト猶上級ノ如シ」とされ、そのような場合に勲章が軍隊内において果す具体的な効用を定めた。

勲功の基準については第9条で次のとおり定めた。

総シテ勲章ヲ受ヘキ勲功ハ

- 第一 内外ヲ論セス四回ノ戦地ニ従役スル者満三年以上ノ戦地ニ在ル者及ヒ満役ノ後更ニ復役スル下士
- 第二 実役非職常備後備ヲ問ハス一般ノ軍人ニ其美名ヲ賞セラルハ者
- 第三 対敵中若クハ奉命セル勤務中ニ在テ創傷ヲ被ムリ勲章ヲ受クヘキ理由アルモノ
- 第四 勇烈忠貞ノ所業ニヨリ名ヲ顕ハスモノ
- 第五 常備軍ニ在テ満役ノ後懲罰ノ譴ヲモ受ケス隊中將校下士兵卒ニ親愛セラルハモノ

このうち「第三」及び「第四」は、ある程度具体的な事実の存在を要件としている。しかし、それ以外の基準は曖昧である。

基準の「第一」は、勲功要件を在陣期間のみとしている。条例第13条では「従軍記章ハ敵国ノ攻撃ヲ受ル防守戦及ヒ外国征戦ノ役ニ臨ミタル軍人軍属ニ賜フヘキ記念ノ表章ニ

³ 宮内庁『明治天皇紀 第四』（1970年、吉川弘文館）220-221頁。

シテ全ク勲章ト其性質ヲ同フセス」と規定し、勲章と従軍記章の両者を明確に弁別している。その一方、この勲功基準「第一」の設定により、長期の従軍という事実が勲功という価値に転換する場合のあることを認めた。

また、「第二」及び「第五」はいわば白紙条項であり、その勲功の認定は必ずしも戦闘時の行為に限られるものでないことが分かる。

(3) 功績の分類

勲功の定義にはこのように曖昧さが含まれていた。かかる状況の交通整理に多少役立ったのは、1885（明治18）年に改正された陸軍叙勲条例（陸達乙第24号）であった。

ここでは、勲位に叙すべき功績を勲勞、勲功及び殊勲の3種に分類した。

ア 勲勞

この条例は、勲勞を「全ク平時ノモノニシテ即チ叙勲条例ニ因リ勲位ニ叙シ及ヒ勲位ヲ進ムルモノトス」（第3条）とし、一般の叙勲による勲章に限定した。

勲章制度は、その創設の詔のとおり「凡ソ国家ニ功ヲ立テ績ヲ顕ス者宜ク之ヲ褒賞」するものであり、その対象はもちろん軍事的功績に限定されたものではなかった。何であれ、国家的に輝かしい事蹟を推進した原動力としての個人を顕彰しようとしたものであった。

しかし、発足した制度は自ら変身を遂げ、褒賞の対象は当初想定された特定の功績から、単に奉職期間を無事に勤め上げたことを含むようになり、やがてそれが本流となった。1892（明治25）年末に改正された叙勲内則取扱手続⁴の冒頭（第1款）には、次の注意喚起がある。

内則ニ掲クル等差及ヒ期限ハ即チ積年勤勞シ成績顕著ナル者ヲ待ツ所以ナリ故ニ縦令期限ニ滿ツルモ其事蹟ヲ認ムルニ不十分ナル者ハ論ナク平素疾病若クハ事故ニヨリ曠職多キ者又ハ屢紀律ニ触レ譴責ヲ受クル者又ハ操行上議スヘキノ実跡アル者ノ如キハ年限ノミニ拘泥シ遴選ヲ失シ輒ク之ヲ申牒スヘカラス

これはこの当時、叙勲基準の拠るべきものが事実上年功のみに形骸化していた事情を踏まえ、できるだけ節度を保つことを求めた規定である。

⁴ 賞勲局「叙勲内則取扱手続」（明治25年12月23日）《海軍大臣官房記録「明治二十九年 行賞関係書類 附金鵝勲章叙賜条例其他」（防衛研究所蔵）所収》。

陸軍においても、かかる風潮の侵入阻止は困難であった。そこで陸軍叙勲条例は、年功による叙勲はそれとして尊重し、勲労という名称を付して制度化した。

一方、これとは全く別の叙勲として特定の功績を認めるもの、なかんずく戦時の誉れが存在することを明確にした。勲功と殊勲がそれである。もともと、勲功の一部は平時の事績を対象とし、若干の不分明を残していた。

イ 勲功

陸軍叙勲条例第 10 条で勲功は「平戦両時ニ係ルモノ」とされ、次の 5 種に分類された。

- 其一 勇烈忠貞ノ所業ニ依リ又ハ軍人ノ模範トナリ其美名ヲ賞賛セラル、者
- 其二 内外ヲ論セス四回ノ戦役ニ従事スル者満三年以上戦地ニ在ル者
- 其三 要衝ノ敵ニ当リ先登シテ功ヲ立タル者
- 其四 敵数人ヲ殪シテ其功昭明ナル者
- 其五 対敵中創痕ヲ被リ勲位ニ叙スヘキ理由アル者

これは、陸軍武官勲章従軍記章条例における勲功を大略踏襲したものであって、第三及び第四が多少具体的になったが依然として曖昧である。

ウ 殊勲

勲功のうち戦闘に関わる特殊事例を本条例では殊勲と名づけ、特記した（第 13 条）。

- 殊勲ト称スルモノハ戦争中特殊ノ勲功アル者ニシテ即チ左ノ如シ
- 其一 敵ノ隊旗（我国ノ軍旗ニ当ルモノ）ヲ奪ヒタル者
 - 其二 長官ノ危急ヲ拯ヒ其功ヲ立タル者
 - 其三 敵将ヲ殪シ或ハ捕獲セシ者
 - 其四 敵中ヲ通過シ使命ヲ全フセシ者
 - 其五 勇敢忠烈ノ所為ニヨリ全軍ノ利益ヲ得ル者

エ 功績分類の意義

陸軍叙勲条例は、陳腐化しつつあった勲章の軍事的再生を模索したものと評価することができる。一般の勲章は、すでに平時における年功が叙勲資格の核心とされており、陸軍ではそのような年功による叙勲を勲労と名づけて軍事的功績と区別した。

では軍事的功績とは何か。それは核心的要素として単なる勤続年数ではない、何らかの

事蹟が要求された。これが勲功であり、勲功のうち戦闘中の目覚しい活躍についてはさらに殊勲という純化された概念が設定された。勲功及び殊勲の認定は、陸軍勲功調査委員があたることとされた（第 16 条）。

軍功顕彰がこのように一般の勲章制度と性格を異にするようになるにつれ、両者を単一の顕彰方式に留めておく理由は薄れるのであるが、分離が正式のものとなるのは金鵄勲章制度の制定を待たなければならない。

（4） 海軍における顕彰の制度化

陸軍に遅れること 1 年、海軍においても 1877（明治 10）年 12 月に海軍勲章従軍記章条例（海達丙第 139 号）が制定された。

その認定手続など、制度面で特筆すべきものはないが、軍功を疏明する軍功明細書及び具上書の具体的記載要領を定めている点は注目に値する。そこでは「記事」について次のとおり指示した。

記事トハ年月日ヲ逐ヒ右命令ヲ奉シ實際尽力ノ事由ヲ記載シ及ヒ従前ノ戦役ニ於テ勲功ノ褒賞アル者ハ其要ヲ掲クヘシ

海軍何官 何某 成績

種類

場所

成績トハ、譬ハ海陸ノ戦闘ニ於テ、画策図ニ中リ、用兵宜ニ適シ為メニ結局ノ全勝ヲ占ムルカ、或ハ艦船ヲ碎キ、堡壘ヲ拔キ、都府ヲ攻陥シ、州邑ヲ侵掠シ、孤城ヲ堅守シ、重圍ヲ突出スル等為メニ全勝ヲ賛成スルカ、又ハ一方ノ勝利ヲ占メ、或ハ奇謀ヲ献シ為メニ实效ヲ奏シ、間諜ニ任シテ為メニ秘密ヲ探索シ、治療看護等其施術巧妙ニシテ兵氣為メニ屈セス、法令檄文等其理事神速ニシテ時機為メニ失セス、輜重ノ運輸ヲ便ニシ、機関運転ヲ善クスル等其供給為メニ乏シカラス其節度為メニ誤マラス、或ハ危険ニ投シ、万死ヲ冒シ先登後殿長上ノ急ヲ救ヒ揮下ノ難ヲ助ケ將校ヲ擒ニシ旗章ヲ奪リ飛下ノ榴弾ヲ除却シ大砲ノ火門ニ打釘シ敵ノ陣營倉庫ニ放火シ其器械物品ヲ奪取シ各自其職務ヲ決戦紛鬪ノ際ニ奉行シ以テ非常ノ功勞アルノ類ヲ云フ

海軍何官 何某 証拠

見聞及形跡

証人 何某 何某

軍功ノ成績ハ証人幾名ノ目撃スルノミナラス俘虜ノ言フ所ヲ聞クニ皆ナ符合セリ

軍功ノ成績ハ証人之ヲ目撃シ且ツ土民何名モ亦之ヲ目撃ス

軍功ノ成績ハ証人ナシト雖トモ現ニ敵將ヲ擒ニシ或ハ旗章ヲ奪フヲ以テ明瞭ナリ

右ノ文例ニ準シ明瞭ノ形跡アリ証拠トナル可キ者及ヒ見聞者ノ姓名ハ務メテ多ク之ヲ記載シ且ツ務メテ保証人ノ連署或ハ各個ニ調印セシ別紙ヲ副フ可シ

軍功の種類が具体的に分類整理され、作戦計画の妥当性、戦闘における活躍のみならず、後方任務についても評価するように求め、周到な目配りがされている。また、軍功を立証する証拠の提示は原則として、客観性が確保されなければならないとした。

(5) 金鵄勲章

1890（明治23）年2月11日、勅令第11号により金鵄勲章の制度が定まり、軍事的功績を顕彰することとなった。その事情を『明治天皇紀』は次のように説明する⁵。

詔して金鵄勲章を創設し、専ら武功拔群の将士に授くるものとし、其の等級・製式・佩用式を定む、我が国勲章の制、菊花賞旭日賞其の他各種勲章既に備はるあり、以て武功・文勳及び年労を賞し、又は交際上の礼遇を表示するに之れを用ふ、然れども未だ欧州諸国の如く専ら武功を表彰するものあらざるを以て、明治二十一年一月各種勲章増設の際、之れを設けて専ら武功拔群の将士に授けんと議ありしが、内勅により其の創定を神武天皇即位二千五百五十年の紀元節まで延期したり、是の日方に其の期に当る、乃ち神武東征の故事に拠り、金鵄を配して此の勲章を按出す、其の等級功一級より功七級に至る、詔勅に曰く、

朕惟ミルニ

神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ夙(はる)カニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ朕此期ニ際シ

天皇戡定ノ故事ニ徴シ金鵄勲章ヲ創設シ将来武功拔群ノ者ニ授与シ永ク

天皇ノ威烈ヲ光ニシ以テ其忠勇ヲ奨励セントス汝衆庶此旨ヲ体セヨ

金鵄勲章に関しては、日清戦争開始後の1892（明治27）年9月29日に金鵄勲章年金

⁵ 宮内庁『明治天皇紀 第七』（1972年、吉川弘文館）478頁。

令（勅令第 173 号）が下され、「功級ニ応シ終身年金」（第 1 条）を賜ることとなった。『明治天皇紀』はその次第をこう綴る⁶。

金鵄勲章年金令を制定し、功級に応じ終身年金を賜ふ、即ち功一級は九百円、功二級は六百五十円、以下功七級六十五円に至る、而して本令の年金受領者死亡するも、尚一年間は遺族に之れを賜ふこととし、又本令の年金は他の勲等年金及び恩給と併せ受くるを妨げざることと定む、

この年金額は 1895（明治 28）年 7 月 15 日、実際に軍功調査が行われる時点で改正され、功 1 級は 1,500 円、2 級 1,000 円、3 級 700 円、4 級 500 円、5 級 300 円、6 級 200 円、7 級は 100 円とされた。旭日勲章年金の上額が 1 等 840 円、2 等 600 円、3 等 360 円、4 等 180 円、5 等 120 円、6 等 84 円、7 等 60 円、8 等 36 円であるから、両者を比較すれば金鵄勲章に伴う年金が高額である。

1894（明治 27）年 11 月 25 日に制定された金鵄勲章叙賜条例（勅令第 193 号）によれば、金鵄勲章は「武功拔群ナル者ニ」与えられ（第 1 条）、「将官ノ初叙ハ功三級」（第 2 条）、「佐官ノ初叙ハ功四級トシ尉官ノ初叙ハ功五級ト」され「佐官ハ功二級尉官ハ功三級ニ至ルヲ得」（第 3 条）、「准士官下士兵卒ノ初叙ハ功七級ト」され「准士官下士ハ功五級兵卒ハ功六級ニ至ルヲ得」ること（第 4 条）とされた。

簡単にいえば、将官は金鵄勲章とともに年金 700 円、佐官は同じく 500 円、尉官は同 300 円を受領、准士官下士兵卒は 100 円の年金が与えられるということである。

ちなみに 1895（明治 28）年、満 28 歳の夏目漱石が松山中学に赴任し、その月給は 80 円であった⁷。

2 実戦の反映

ここまで、勲章制度のはじまりから、それが確立・整備され、その中から軍事的貢献に対する顕彰が金鵄勲章として独自の地歩を占めることとなった次第を概観した。

次に、こういった制度が実際にどう運用されていたのかを見ることとする。

（1） 西南戦争期の軍功評価

⁶ 宮内庁『明治天皇紀 第八』（1972 年、吉川弘文館）533 頁。

⁷ 週刊朝日編『値段の 明治大正昭和 風俗史』（1981 年、朝日新聞社）206 頁。

西郷隆盛を擁して決起した鹿児島県士族を中心とする反乱が制圧された 1877 (明治 10) 年の秋に、政府軍を率いて軍功を輝かした者達へのねぎらいがあった。

征討総督陸軍大将熾仁親王に対しては「卿曩ニ鹿児島逆徒征討ニ方リ諸軍ヲ総督シ久ク闡外ニ在リ画策其宜ヲ得克ク平定ノ効ヲ奏セリ朕深ク之ヲ嘉ミス依テ大勲位ニ叙シ菊花大綬章ヲ授与ス」との勅語が下され、また陸軍中將山縣有朋・同黒田清隆・海軍中將川村純義には勲一等を叙し、旭日大綬章が授与されるなどの論功行賞が行われた⁸。

各鎮台に対しては、同年 11 月、侍従を派遣してねぎらいの勅旨が伝えられた。また、同月 11 日には各旅団司令官への叙勲、さらに佐官に対する賜餐などのふるまいが行われた⁹。

一方、この西南戦争に実際に参戦した軍人の活動に係る評価は、いったいどのように行われたのであろうか。

ここに「戦闘度数比準調書類」¹⁰と題する史料がある。これは西南戦争後の 1878 (明治 11) 年 7 月から翌年初頭にかけて、戦闘に参加した部隊長からその部下の戦闘参加状況を報告した書類綴りであり、内容は歩兵部隊の下士の軍功調べである。

史料本文は「下士戦闘度数表甲ノ部 第一大隊」、すなわち最上級の「甲」格該当者一覧から始まり、その筆頭には、近衛歩兵第 1 連隊第 1 大隊第 1 中隊に属する陸軍伍長某が 1877 (明治 10) 年 3 月から同年 9 月までに 35 回の戦闘に参加したことを伝える。戦闘態様は攻撃・防戦・守備・援隊に分別され、参加した戦闘の月日及び場所を記すが、参加者個人の具体的行動などは書かれていない。数日にわたる戦闘については 1 日で 1 回としている。

この陸軍伍長某に続くのは同隊の伍長某であり、同じく 3 月から 9 月までに 50 回の戦闘に参加したことを記す。

この 2 名を含めて、以下、順に所属中隊・階級・参加回数及び期間を記せば次のとおりである。

まず、第 1 中隊関係 10 名は次のとおりである。

第 1	伍長	35	3～9 月
第 1	伍長	50	3～9 月
第 1	伍長	50	3～9 月
第 1	伍長	75	2～9 月

⁸ 前掲『明治天皇紀 第四』300-301 頁。

⁹ 陸軍省編『明治天皇御伝記史料 明治軍事史 (上)』(1966 年、原書房) 316-318 頁及び 326-331 頁。

¹⁰ 旧第二旅団『戦闘度数比準調書類』(防衛研究所所蔵)。

第1	伍長	43	2～9月
第1	伍長	75	2～9月
第1	伍長	75	2～9月
第1	伍長	33	3～9月
第1	伍長	25	2～3月
第1	伍長	25	4～9月

ここまでの第1中隊関係で、さらに第2～4中隊関係が続く。第2中隊10名については次のとおりである。

第2	伍長	33	2～8月
第2	伍長	35	2～9月
第2	伍長	42	3～9月
第2	伍長	40	2～9月
第2	伍長	56	2～9月
第2	伍長	42	3～9月
第2	伍長	42	3～9月
第2	伍長	39	4～9月
第2	伍長	32	2～7月
第2	伍長	38	2～8月

第3中隊3名は次のとおり。

第3	軍曹	35	3～9月
第3	伍長	41	3～9月
第3	伍長	36	3～9月

第4中隊5名は次のとおりである。

第4	伍長	31	3～9月
第4	軍曹	40	2～9月
第4	軍曹	39	3～9月
第4	伍長	16	3～9月
第4	伍長	7	3～3月

このうち「戦闘度数」7回の伍長某については、史料の備考欄に「右伍長〇〇（個人名）

儀戦数少シト雖トモ三月十一日立野山ニ於テ戦闘ノ際勇進奮進遂ニ創病ヲ蒙ルニ至リ勲功有之者ト予而相認メ履歴書ヲ以テ上告之通ニ候也」と注書きされている。回数だけからいえば、最上級の「甲」への格付けに不審をもたれるおそれなしとしないところから、背景事情を明らかにしたのであろう。ここまでで、備考が付されたのはこの1名だけである。

次が、「下士戦闘度数表乙ノ部 第一大隊」である。格は甲から乙に下がる。そこに列挙されている者はすべて第4中隊の者である。

第4	伍長	23	3～9月
第4	伍長	24	3～8月
第4	伍長	27	3～9月
第4	伍長	16	4～9月
第4	伍長	14	3～9月
第4	伍長	16	3～9月
第4	伍長	7	3～3月
第4	軍曹	17	3～4月

このうち「戦闘度数」7回の伍長某は、備考欄に「右伍長〇〇儀戦数少シト雖トモ三月十一日田原阪ニ於テ攻撃ノ際勇進奮闘遂ニ創瘡ヲ蒙ルニ至リ勲功有之者ト相認メ兼而履歴書ヲ以テ上告ノ通りニ候也」と注書きされている。前記「甲」の部で、同じく備考欄に記された説明事情と比較してみよう。大略次のようになる。

(甲：第4	伍長	7	3～3月)
			戦闘ノ際勇進奮進遂ニ創病ヲ蒙ル
(乙：第4	伍長	7	3～3月)
			攻撃ノ際勇進奮闘遂ニ創瘡ヲ蒙ル

いずれも第4中隊長が注書きを行っており、語句の若干の相違（「戦闘」と「攻撃」、「奮進」と「奮闘」）及び症状の違い（「病」＝やまい、と「瘡」＝きず）があるものの、両者の参加回数・期間はほぼ同一である。甲乙の格付けの差が何を根拠としたのかは史料からは不明と言わざるを得ない。

第3番目の格として、「下士戦闘度数表丙ノ部 第一大隊」には9名が記されている。

第1	伍長	1	2～2月
----	----	---	------

第1	伍長	6	3～3月
第2	軍曹	12	2～3月
第3	軍曹	10	4～8月
第3	軍曹	11	7～9月
第3	軍曹	3	2～4月
第3	伍長	18	3～8月
第3	軍曹	5	3～3月
第3	伍長	5	3～3月

このうち戦闘度数が12、11及び18回の者については備考が付されていないが、それ以外の6名については事情説明を加えている。1回しか戦闘に参加していない伍長某のそれは「伍長〇〇戦争度数少シト雖トモ二月廿七日肥後国河辺村戦闘ノ際奮勵創痕ヲ蒙ルニ至リ勲功有之者ト確認シ履歴書ヲ以テ兼テ及上告候通ニ候也」であり、他の5名に関しても「創痕」又は「負傷」の事実を記したうえで「勲功」を確認し、参加した戦闘回数の少ない者にも夫々くみ取るべき事情の存することを訴えている。

最後は「下士戦闘度数表丁ノ部 第一大隊」11名である。戦闘参加回数は1～7回であるが全員、備考欄に注書きが付されており、そこでは、負傷のため戦闘回数は少ないものの「勲功有之者ト相認メ兼而履歴書ヲ以テ上告ノ通りニ候也」といった表現で締めくくられている。

第1大隊の4個中隊における各人の軍功を格付けしたこの史料から、備考を付された割合を見てみると次のようになる。

甲	：28名中	1名	（	4%
乙	：8名中	1名	（	13%
丙	：9名中	6名	（	67%
丁	：11名中	11名	（	100%

これはどういうことなのだろうか。

部隊長にしてみれば、一応は戦闘参加回数を基準数値として隊員の活躍を序列化してみたものの、背景にある隊員個々の実情にかんがみれば、低位に格付けされた者がそのような数値どおりに評価されることは気の毒な場合がある。そのため、それらの者については、軍功を説明する備考を付して上位に格付けをするとともに、下位の者についても必要に応じて、それぞれ注意喚起の言葉を投げ掛けたのであろう。しかしながら、備考における説

明・注意喚起の言葉自体がおおむね類型的な言い回しに終始しているため、部隊長の配慮がどの程度浸透したかは疑問である。結局、軍功の序列化をねらったこの仕組みは、一見、客観的と見受けられる数値を用いてはみたものの、軍功自体の客観化に成功しなかったといえるだろう。

本史料には、第1大隊以外の「旧第二旅団」各部隊の戦闘度数表も収められているが、いずれも同種の作成結果となっている。

(2) 日清戦争期の武功評価

ア 武功評価基準

1894(明治27)年12月13日、金鵄勲章叙賜規定(陸達第139号)が定められ叙賜の事務手続が整備された。本格的な対外戦争が勃発し、実際に武功を評価して金鵄勲章を与える段階となり、このとき「武功拔群」(金鵄勲章叙賜条例第1条)の定義もまた定める必要が生じた。

この叙賜規定では、第1章「議叙手続」において論功を担当する武功審査委員・武功調査委員に関する規定(第1~3条)、武功明細書・見認証書など武功者を上申する際に必要な書類に関する規定(第5条)など所要の事務処理要領を定めたうえで、第2章「賞格」において武功の具体的基準を打ち出した。

日本軍は何を武功とみなそうとしたのか。

そこではまず「軍人武功ノ種類ハ一々列挙スヘカラサルヲ以テ予メ之ヲ限定スルヲ得スト雖モ」(第15条)と注意事項を前置し、そのうえで「賞格ノ標準ヲ」次条以下に列挙している。第16~65条が「陸海軍将校」の、第66~80条が「陸海軍准士官下士卒」のそれである。

第16条は次のとおり、事前の作戦・準備段階における万般の卓越性が戦勝に結びついた場合を取り上げた。作戦計画あるいは動員・兵站計画が勝利を呼んだと認められた時には、立案者は金鵄勲章叙賜対象となるのである。

籌策宜キニ協ヒ以テ作戦計画ニ非常ノ補益ヲ与ヘ又ハ出師準備ノ計画能ク其当ヲ得為メニ作戦軍ヲシテ顧慮ナカラシメ遂ニ我軍ノ全捷ヲ期スルニ至ラシメタル者

続く第17条は次のとおり、統帥部にあつて作戦計画等の遂行に抜群の働きを見せ、それが目的遂行に結びついたと認められた場合を取り上げた。

枢要ノ機務ニ参シ計画宜キニ適シ励精能ク作戰ノ目的ヲ達セシメ其功卓越ナル者

第 18 条は、用兵に関して「予想外ニ属スル意見ヲ具申シ実行上果シテ敵軍ヲ全敗ニ帰セシメタル者」と、参謀の発案の独創性が実戦において効を奏し戦勝を引き寄せた場合を例示した。

第 19 条以下は戦闘時の武功を列挙した。摘要は次のとおり。

- 第 19 条：敵の司令官の生擒／生擒された我が方の上官の奪還
- 第 20 条：極めて危険を冒し、我が方を勝利に誘導
- 第 21 条：激戦時、率先勇奮、我が方勝利への道筋の開拓
- 第 22 条：敵守備線を越えて使命遂行、冒険的戦略の建議・遂行
- 第 23 条：危険を冒して敵の陣地等を発見し、我が方を勝利に誘導
- 第 24 条：危険を冒しての敵情偵察などにより、我が方勝利に貢献
- 第 25 条：指揮官の抜群の武功に対し大きく貢献した部下の助力
- 第 26 条：戦列外で危険を冒し、我が方の危急を救い勝利に誘導
- 第 27 条：優勢な敵に対してこれを打倒し、我が方勝利に貢献
- 第 28 条：敵要塞奪取・確保による戦況一変
- 第 29 条：包囲下の我要塞等救助行動の結実
- 第 30 条：同等又は優勢な敵陣地等の陥落
- 第 31 条：2 倍以上の敵の攻撃を撃退
- 第 32 条：敵重囲下からの部隊脱出、我軍への合流
- 第 33 条：2 倍以上の敵の攻撃を撃退し重囲下の友軍救出
- 第 34 条：敵隊旗・重砲の奪取／奪取された我軍旗・重砲の奪還
- 第 35 条：猛烈なる敵砲火下、敵陣地等への先登により攻略に貢献
- 第 36 条：敵前渡河戦闘時、率先対岸に達し、全軍の渡河を掩護
- 第 37 条：狭隘路上、優勢な敵の攻撃を防止し、我軍の目的に貢献
- 第 38 条：猛烈なる敵砲火下、敵を潰走させ、交通杜絶を回復
- 第 39 条：危険を冒して我要地前方に障碍を設置、敵の攻撃を拒止
- 第 40 条：海岸守備時、優勢な敵の上陸を防止
- 第 41 条：自隊のみで優勢な敵を攻撃し擾乱潰走（騎兵隊）
- 第 42 条：我に倍する敵砲火の沈黙（砲兵隊）
- 第 43 条：優勢な敵攻撃下、同等以上の敵砲火の圧倒、敵の潰走
- 第 44 条：要塞攻撃時、火砲誘導の巧緻による塁壁破壊、要塞侵入

- 第 45 条：砲戦の結果、敵火砲の 2 4 時間以上の沈黙
- 第 46 条：敵の包囲砲撃時、敵砲破壊により我に数日間の猶予獲得
- 第 47 条：猛烈な敵砲火下、迅速に我工事遂行
- 第 48 条：猛烈な敵砲火下、敵敷設地雷等撤去、我通路啓開
- 第 49 条：猛烈な敵火砲下、敵要塞等の濠岸破壊、攻撃通路啓開
- 第 50 条：猛烈な敵火砲下、橋梁破壊等により本隊背進に貢献
- 第 51 条：敵要塞等攻撃時、破壊侵入路の確保
- 第 52 条：我要塞等への敵の破壊侵入路を修理確保
- 第 53 条：優勢な敵戦闘力の撃破
- 第 54 条：激烈戦闘時、敵艦隊の一部を衝破し勝利に貢献
- 第 55 条：水雷等障害物撤去により、我軍艦進路啓開、戦勝貢献
- 第 56 条：包囲封鎖された我砲台港湾への運輸路啓開
- 第 57 条：自艦のみで優勢な敵艦の攻撃を拒否、脱帰
- 第 58 条：多数の船舶護送時、優勢な敵と遭遇し激戦、任務遂行
- 第 59 条：敵重守備下の敵砲台・港湾・都市を攻撃し占領
- 第 60 条：優勢な敵に捕獲された我軍艦の奪還
- 第 61 条：敵港湾に侵入、艦船・水雷艇の捕獲又は破壊
- 第 62 条：危険を冒して敵艦を水雷攻撃、戦闘力の破壊
- 第 63 条：敵艦と接舷時、敵艦へ先登攻撃／敵兵の侵入防止
- 第 64 条：戦闘時、艦内火薬庫付近火災等の危機に挺身、安全確保
- 第 65 条：上陸時、猛烈な敵火力下、剛胆勇奮先行し、上陸を誘導

以上が陸海軍将校の武功とされるものである。いずれも結果としての戦勝、あるいは目的遂行等の事実即してその立役者に武功の誉れを帰すべく、相当程度詳細にわたり賞賛されるべき事例を分類・列挙し、また、船舶による輸送・護送あるいは水上戦闘に関する軍功にも言及するなど例示の欠落防止に努めている。

1877（明治 10）年に制定された海軍勲章従軍記章条例においても、軍功を説明する「記事」は具体的なものであるべく要求されていたが、ここではそれがさらに詳細な基準として展開されている。また、かつての西南戦争時の軍功評価に見られた計数化の試みは放棄され、勲章制定時に存在した、戦役従事期間を軍功の一つとみなす見解もここには注目に値する。あくまでも戦勝という事実を直視しようという意志がこの規定から伝わってくる。

第 66～80 条が「陸海軍准士官下士兵卒」の武功を規定している。摘要を続ける。

- 第 66 条：将校の抜群の武功に対し大きく貢献した部下の助力
第 67 条：特異の功により一隊・一艦・全軍を鼓舞、勝利に誘導
第 68 条：敵守備線を越えて任務を遂行、冒険的任務の遂行
第 69 条：戦闘時奮進、敵隊旗等奪取／我隊旗等の奪還
第 70 条：戦闘中敵将官生擒／危険の中、我將官奪還
第 71 条：戦闘時、指揮官欠の際、適切に代行
第 72 条：攻撃時、堅固な敵守備に侵入、奪略に誘導
第 73 条：我陣地等への敵兵侵入時、抜群率先勇闘、撃退
第 74 条：敵砲火下、率先激励、散逸した武器等取還
第 75 条：猛烈なる敵砲火下、剛胆勇奮、激励、作業迅速遂行
第 76 条：艦船砲台等敵要害攻撃時、抜群率先侵入、奪略に誘導
第 77 条：敵艦船の沈没破壊
第 78 条：敵艦襲撃時、先登又は旗幟奪取
第 79 条：戦闘時、艦船火災等に際し決死の働きにより安全確保
第 80 条：我軍上陸時、敵の射撃下、海岸に先登

イ 武功認定の要領

武功の種類に関する基準はこのようなものが設定されたが、実際の調査はどのように行われたのかを主として海軍の史料に基づき見てみよう。

1895（明治 28）年 7 月 9 日、海軍大臣西郷従道から海軍軍人軍属の武功調査手続に関する通知が出ている（官房第 2524 号）¹¹。そこに添付された『勳績調査手続』では、勳績を大きいほうから殊勲、勲功、勲労、功労の 4 種に分類し、「殊勲トハ武功抜群ニシテ金鷄勲章ヲ与ヘラルヘキモノ、類ニテ以下勳績ノ大小ニ依リ階級ヲ分ツ」とした。

翌 8 月に艦隊司令長官から各艦長等に出されたと思われる「勳績具申心得」（「旗秘三五号」とあるが、日付未記入）には、勳績に種別を設ける要領等が記載されている¹²。ここではまず対象期間、記載文書の種類等に関して注意を促し、記載に当たってはその文章明瞭たるべしと指示したうえで、殊勲を次のとおり規定した。

甲 殊勲

殊勲トハ抜群絶大ノ武功ヲ云フ蓋シ抜群ノ武功トハ元来一個人ノ働作ヲ指示スルモノ

¹¹ 常備艦隊秘書「勳績関係書類」（防衛研究所蔵）所収。

¹² 同上。

ナルヲ以テ衆団ノ結合カニ依テ抜群ノ奏功ヲ為スモ其衆団全部ノ人員ヲ悉ク殊勲者ト見做スコトヲ得ス

茲ニ優勢ノ敵ト戦闘セル一団体アリ結局敵ヲ全敗ニ帰セシメ（金鵄勲章叙賜規定第二十七条）抜群ノ武功ト認定セラレタルトキハ其奏功者ハ該団体ノ主長ナリ若シ其一部ニシテ特別ノ状況ニ依リ奮戦能ク敵ヲ撃破シ為メニ団体全部ノ勝利ヲ全フセシモノト認定セラレタルトキハ其一部ノ主長ハ殊勲者ニシテ其勲績団体ノ主長ニ次クモノナリ下士卒ニ在テモ亦タ此ノ如ク或ハ部下ヲ率ヒ或ハ単独ノ働作抜群ニシテ為メニ団体ノ勝利ヲ助け後世ノ亀鑑タルニ足ラサレバ殊勲者ト為スコトヲ得ス

故ニ殊勲者ト認めラレ金鵄勲章授与ノ栄ニ与ルヘキモノハ一団体中僅少ノ人員ニ過キサルヘキハ亦言ヲ要セサルナリ

ここでは、殊勲者すなわち金鵄勲章を授与される者は限定的であるべきこと、また武功の由って来るところ、多くは指揮なりとの見解が示されている。

勲功に関して、この要領では「勲功ハ殊勲ト同シク一個人抜群ノ働作ナリ而シテ其殊勲ト相異ナルノ点ハ奏功ノ難易ト其効果ノ多少トニアリ要スルニ勲功者モ殊勲者ノ如ク団体中若干ノ人員ニ過キサルヘシ」という。すなわち、殊勲と勲功の違いは奏功の難易度と勝利の有無が分けるとの見解を打ち出している。

さらに、勲功について「亦一個人の勲績ニシテ其功功顕著其成績勲功ニ次クモノヲ云フ」とした。

また「功勞トハ前三項ノ勲績ニ及ハスト雖モ能ク艱苦ニ耐ヘ身命ヲ顧ミス軍事ニ精励スルヲ云フ」。これによれば、功勞はその努力を評価する点に主眼がある。

結局、功績の最上位を殊勲、以下、勲功、勲勞、功勞と順次下位になり、いずれも個人を顕彰するものであって団体のそれを謳うものではないとした。

ウ 威海衛海戦への適用

上記要領を含む史料には、また、次のような具体的方針を記した文書が残っている。威海衛の海戦における武功分配の基準である。

- 一 一定ノ標準ヲ設ケタル方ヲ可トス
- 一 威海衛陥落セシメタル首将ノ指揮下ニ在リテ衆ニ擢テ、動作シ上長ノ奏功ヲ輔ケテ最モ力アリト認定ス可キモノハ水雷艦隊
- 一 威海衛ニテ司令長官ノ奏シタル功ハ之ヲ艦長マテ分ツ而シテ金鵄勲章外ノ方法ヲ以テ長官ノ部下一同ニ功ヲ分ツ

- 一 靖遠ヲ砲撃シテ之ヲ沈没セシメタル砲ノ一番及ヒ之ヲ指揮シタル士官ニハ金鵝勲章ヲ与ヘ此砲員ニハ金鵝勲章外ノ方法ヲ以テ功ヲ分ツ
- 一 蕪家屯ニ在ル陸軍兵ヲ救ヒタル海軍陸戦隊ノ指揮官中隊長小隊長出村兵曹等ニハ金鵝勲章授与ノ価値アルコト
- 一 鹿角嘴派出ノ水兵ニシテ火薬庫中ニ残シアル線香ノ火ヲ消シタルノ個条ハ金鵝勲章ニ該ル
- 一 従軍履歴一覽表ヲ各艦ヨリ出スコト（別表ニ拠ル）
- 一 各艦長ヨリ出ス従軍履歴一覽表ハ部下各員ノ該艦ニ乗艦中ノ履歴ニ限ル依テ艦長ハ部下各員ノ旧所轄長ニ乗艦前ノ履歴ハ差出サ、ルコトヲ通知スヘキコト
- 一 一覽表ハ士官以上、准士官、下士卒ノ三種ニ分ツコト

これによれば、威海衛陥落の功は水雷艦隊部隊にあるが、功は個人に帰属するものであるのだから、結局、水雷艦隊の指揮官及びその補佐の任に在った者に帰することとなる。威海衛の勝利の武功は司令長官にあり、それは各艦長まで分与され、さらに金鵝勲章以外の顕彰は部下一同に及ぶ。

さらに、上記総論とは別に、部分戦闘たる靖遠撃沈の功は砲撃指揮官及び砲員にあり、また個別の抜群の功績者は金鵝勲章を授与される。

本件は金鵝勲章叙賜規定及び勲績調査手続等各種要領を実際の威海衛の勝利に適用したものであり、各艦長からはこの標準に基づき具体的な武功者名が具申された。ただし、現存の史料には履歴・検認調書等疏明資料は添付されていない。

エ 台湾平定勤務への適用

1897（明治30）年10月11日、海軍大臣西郷従道は台湾総督乃木希典にあてて台湾平定に関する軍功調査において留意すべき各種注意事項を通知した（官房第3626号ノ5）¹³。その第2項は次のとおりである。

- 二 軍功ヲ以テ論功行賞スルハ戒嚴令ヲ実施シ討伐ニ従事シ又ハ之ヲ実施セサルモ之ニ等シキ場合ニ於テ顕著ナル軍功アリタル者ニ限ルモノニシテ警備任務其他普通任務上ニ関スル勤務ニ対シテハ勿論任務上一小事変ヲ鎮圧シ奏功アルカ如キハ叙勲内則ニ拠ル儀ニテ軍功ヲ以テ論功行賞ノ限ニアラス

¹³ 海軍大臣官房記録「明治二十九年 行賞関係書類 附金鵝勲章叙賜条例其ノ他」（防衛研究所所蔵）。

警備任務及び「一小事変」における軍功は金鵄勲章の対象ではなく、たとえ奏功があってもそれは一般の勲章の対象であるとした。台湾平定時の戦闘が正規軍を相手に行われたものではなく、すべて民兵を相手としたものであったことからこの注意が与えられたのであろう。

オ 論功行賞

日清戦争に係る金鵄勲章叙勲者は、海軍関係 444 名、陸軍関係 1,730 名であった¹⁴。内訳は功 2 級 8 名（陸 5、海 3）、功 3 級 28（陸 23、海 5）、功 4 級 344（陸 256、海 88）、功 5 級 867 名（陸 689、海 178）、功 7 級 927 名（陸 757、海 170）であった。功 6 級は叙勲がないが、それは「尉官ノ初叙ハ功五級」「准士官下士兵卒ノ初叙ハ功七級」（金鵄勲章叙賜条例）が原則であったためである。

なおこのほか、年金を伴う旭日賞が 5,719 名（陸 4,496、海 1,223）、一時賜金旭日賞が 11,966 名（陸 8,668、海 3,298）、一時賜金瑞宝章が 54,070 名（陸 48,554、海 5,516）であった。

さらに一時賜金のみの対象者は 184,188 名（陸 169,079、海 15,109）であった。その大部分（145,789 名）は賜金額 25 円であった。

（3） 日露戦争期の武功評価

ア 武功評価基準

日露戦争における武功確定の要領は、前回の経験を踏まえてさらに念を入れたものとなった。1905（明治 38）年 9 月 24 日に「明治三十七八年戦役勲績調査規定」の制定が陸軍大臣から通牒されたのを皮切りに、以降、各種関連文書が踵を接した¹⁵。これらはすべて、勲績調査に関わる事務手続を明確化する目的で出されたものであり、勲績者を上申する際のこまごまとした事務処理要領であった。

一方、勲績そのものを定義するものは、1894（明治 27）年末に制定された金鵄勲章叙賜規定が依然として唯一の基準であった。

イ 勲績明細書等の実際（その 1：大本営下級事務職）

大本営副官部に一時勤務の後、他へ転出した曹長・軍曹等 19 名について、その勲績に

¹⁴ 同前。

¹⁵ 大本営陸軍副官「明治三十八年九月起 人事諸達綴」（防衛研究所所蔵）。

係る明細書等細部資料を欠くものの、勲績の種類を書き残した史料が残っている。その順番を勲績の大きい者から並べると次のようになる¹⁶。

勲績	在勤日数	官等
勲功乙	未記載	砲軍曹
丙	11月18日	雇員
丁	6 16	砲兵曹長
丁	4 8	雇員
丁	4 3	陸軍属
勲勞甲	4 8	雇員
乙	4 12	騎兵軍曹
乙	3 28	歩兵曹長
乙	3 26	雇員
丙	3 23	雇員
	1 24	曹長
丙	4 1	雇員
丙	3 9	雇員
丙	3 8	歩兵軍曹
功勞甲	2 2	歩兵軍曹
乙	2 25	歩兵曹長
乙	1 24	雇員
なし	1 16	雇員
	27	雇員
	5	雇員

個別の勲績事情は確認できないが、これを見ると勤務期間の順に大体並んでいる。幹部以外の事務担当者であり、評価要素としては期間が重要視されたのではないかと思われる。

ウ 勲績明細書等の実際（その2：大本営参謀）

また同史料には、大本営に数ヶ月間勤務し転出していった陸軍参謀に関する勲績明細書が9通ある。そこでは参謀在勤中の勲功について「在職中勲精克ク其職責ヲ尽シ作戰上ニ

¹⁶ 大本営陸軍副官「極秘 明治三十八年九月起 勲績明細書等控綴 転出者分」(防衛研究所所蔵)。

於ケル勳績多大ナリ仍テ勳功甲者ト確認ス」と全く同一の抽象的文言により同等の勳績評価を行っている。短期間の勤務であり、甲乙をつける必要を認めなかったのであろう。

一方、殊勳の評価を行った場合には、ややその職責に沿った記述が見受けられる。情報関係を担当した陸軍歩兵中尉に対する勳績明細書は、次のとおりである。

右明治三十七年四月十七日大本営陸軍参謀被仰付同年十二月十一日第一軍参謀ニ転任ス着任後専ラ情報ノ整理及其通報ヲ担任シ黽勉事ニ従ヒ以テ各時機ニ於ケル彼我ノ情况ヲ明カニシ判断ノ材料ヲ与ヘ大作戦ノ効果ニ著大ノ貢献ヲナシタルモノトス其功績殊勳乙ト認ム

文言は抽象化されているが、具体的に担当した内容を明示し、戦果に対して当人が寄与した事情を説明している。対象勤務期間は日露戦争緒戦の重要な時期であり、当時の大本営における具体的な勤務状況が反映されているのであろう。

また、編成・動員を担当した陸軍歩兵少佐について殊勳を認定している明細書は、次のとおりである。やはり、具体的な事情が語られていることに注目しなければならない。

右明治三十七年五月廿四日大本営陸軍参謀ヒ（ま）仰付三十八年一月十三日第三軍参謀ニ転任ス大本営着任以来編成及動員ヲ担当シテ之カ主座ト為リ作戰進捗ニ従ヒ臨時咄嗟ノ間ニ編成セラレタル諸種ノ特設部隊後備諸部隊並ニ国民部隊ノ編成及ヒ動員ニ際シテハ諸種ノ困難アリシニ拘ハラズ（1字不明）励事ニ当リ計画宜キニ適ヒ処シテ機敏時期ヲ誤ラス大作戦ノ効果ニ対シテハ顕著ノ効績ヲ挙げタルモノトス其功績殊勳乙ト認ム

エ 勳績明細書等の実際（その3：涉外）

上記史料中に残っている、外国武官等接伴係りとして勤務した者の明細書5通は夫々事情の異なる点に応じて、ある程度踏み込んだ記述となっている。

例えば外国の皇族を戦地に案内した陸軍騎兵中佐については、次のとおりである。

右ハ明治三十七年九月二十日大本営附被仰付同十月九日ヨリ三十八年四月二十五日ニ至ルマテ独逸皇族カルハアントンホン、ホーヘンツォルレルン親王接伴掛トシテ戦地へ出張我帝室貴賓ノ感情如何ハ国際ニ影響スル所アルヘキヲ以テ其任務ノ重キヲ思ヒ周到ナル用意ヲ以テ其接伴ニ従事シ特ニ皇族ニ対シテハ通信上特典ヲ与ヘラレタルト一方我軍機保護ノ必要ヨリ時ニ感情ヲ害セントシタル場合アリタルモノ能ク其中間ニ在

テ皇族ノ感情ヲ緩和スルヲ勸(つと)メタル等苦心慘憺其任務ヲ完ウセリ其成績勲功甲者ト認ム

また、外国武官 16 名を戦地において約 1 年間案内し続けた陸軍砲兵大佐について、次のとおり周到な配慮の細部にも着目して評価した。

一ヶ年間余此難艱複雑ナル集合団ヲ接伴シ敢テ支梧ヲ来サス各人ニ満足ヲ与ヘタルト同時ニ我軍機ヲ曉ラシメサルノ手段ヲ竭シ又時々ハミルトン中將其他ノ所見ヲ内報シテ参考ノ資ヲ与ヘ其他給養ノ善悪ハ彼等ニ悪感情ヲ惹起スルノ原因タルヲ思ヒ山間僻地ニ在テモ尚細心ノ注意ヲ払ヒタル等苦心慘憺誘導宜シキヲ得列国軍人ノ同情ヲ我ニ寄スルノ結果ヲ見ルニ至レリ其成績勲功甲者ト認ム

オ 勲績明細書等の実際（その 4：総合評価）

異動が頻繁であった場合の武功評価はどうなるのだろうか。別の史料には、3 勤務を総合評価した明細書も残っている。陸軍工兵少佐某は、第 4 軍工兵部（～明治 37 年 9 月）、臨時電信隊（～明治 37 年 11 月）及び留守第 4 師団（～明治 38 年 3 月）の 3 つの期間について夫々甲・丙・丁の勲功評価を受け、総合評価甲とされた¹⁷。

第 4 軍工兵部における勲功は、少佐某が工兵部動員にあたって「工兵部長疾病ノ為メ」その代理として「独力其動員実施ヲ担任シ」た点及び「清国大孤山ニ上陸以来屢々道路偵察ニ従事シ常ニ非常ノ困難ヲ犯シテ剴切ナル報告ヲ呈シ特ニ八月十二日以後ヤンブローア付近作戦路開設及修築ニ関シテ部長ヲ扶翼シテ熱心其職務ニ任シ」た点などが評価され、勲功甲とされた。

臨時電信隊における勲績は「機宜ニ応シ頻繁ニシテ重要ナル通信ノ疎通ヲ敏活ナラシムルコトニ就テ勲績少カラサリシ」点が勲功丙評価とされた。

留守第 4 師団では、「日夜奮励教育衛生経理等諸般ノコトニ付精密周到ナル計画ヲ立テ厳密ニ之ヲ監督指導シ間然スル所ナカリシ」点で勲功丁とされた。

カ 論功行賞

日露戦争に伴う金鵄勲章叙勲者は、陸軍関係だけとってみても 102,456 名と日清戦争時に比べて激増した¹⁸。内訳は功 1 級 11 名、功 2 級 60 名、功 3 級 320 名、功 4 級 1,261 名、

¹⁷ 大本営陸軍副官部「大本営将校 同相当官 高等文官 勲績明細書綴」（防衛研究所所蔵）。

¹⁸ 陸軍省『日露戦争統計集 第 14 巻』（1995 年復刻版、原書房）第 20 編 3 頁。なお、本史料の叙勲者数は総計と内訳に齟齬があるが、そのままとした。

功 5 級 5,863 名、功 6 級 3,432 名、功 7 級 91,500 名である。

日清日露の両戦役はその規模、期間等が異なり単純に比較できないが、日露戦争における金鵄勲章叙勲者全体のうち功 7 級が 9 割近くを占めていることは注目される。金鵄勲章叙賜条例によれば、「准士官下士兵卒ノ初叙ハ功七級ト」されており、准士官以下の活躍が比較的多く評価されたことになる。

日露戦争では日本側にも多大の犠牲が生じた。この金鵄勲章叙勲者の内訳が意味するところは、戦死傷者を含めた一般兵卒の活躍を国家的に顕彰し、同時に本人及び遺族に年金という具体的報酬を与えるという、いわば民衆対策もあったと見てよからう。

ちなみに、日清戦争期の陸軍関係金鵄勲章叙勲者 1,730 名中功 7 級は 757 名で 4 割強であった。

これ以後、論功行賞の軌範は日露戦争にとられることになる。満州事変に係る功績調査の要領を指示した史料でも「行賞ニ関スル諸条規ノ精神ヲ斟酌シ且過去戦役就中日露戦役ノ行賞程度ヲ参照シテ之ヲ其ノ武功ト対比シ以テ其ノ適正ヲ期セサルヘカラス」と注意喚起している¹⁹。

(防衛研究所戦史部主任研究官)

¹⁹ 陸軍省「功績調査実施要領」(陸満普第 92 号別冊)《陸軍大臣官房条規掛「昭和六年 満州事変ニ関スル綴」(防衛研究所所蔵)所収》3 頁。